

国際教養大学サバティカル制度規程

平成 22 年 4 月 1 日
大学経営会議決定
規程第 49 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国際教養大学（以下「本学」という）のサバティカル制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程においてサバティカル制度とは、本学の専任の教授、准教授、助教及び講師（以下「教員」という。）の教育研究等の能力の向上を目的として、研究を除く教育、学務、国際・地域社会貢献に関する職務を免除し、自らの調査研究に専念させる制度をいう。

(申請資格)

第 3 条 サバティカル制度の利用を申請する教員は、次に掲げる要件を全て備えていなければならない。

- (1) テニユア契約の者。
- (2) 本学に専任教員として勤務し、7 年以上を経過していること。サバティカル制度を利用した者にあつては、直近のサバティカル制度の利用終了後から起算して 7 年以上を経過していること。休職、停職の期間は勤務年数から除算する。
- (3) 教育研究上の業績があること。
- (4) 適切な題目について研究する計画があること。
- (5) 今後の本学における教育研究に高い貢献が期待できる者。

(期間)

第 4 条 教員がサバティカル制度を利用できる期間（以下「サバティカル期間」という。）は 1 セメスター又は 1 年間とする。分割での利用は認められない。

(費用及び給与、研究費の取扱い)

第 5 条 サバティカル制度の利用に関する費用は、教員の負担とする。

- 2 サバティカル期間中の給与については、期間が 1 セメスターの場合は 75%、期間が 1 年間の場合は 50% が支給される。
- 3 研究費については、通常の手続きによって決定される額が全額支給される。
- 4 教員が外部資金を得て研究に赴く場合で、本学内の事情が許す場合は、第 2 項にかかわらず学長及び経営会議が個別に決定する。

(申請及び選考手続)

第 6 条 サバティカル制度の利用を申請する教員は、サバティカル制度利用申請書（様式

第1号)を学長に提出する。申請方法等の詳細は別に定める。

- 2 学長は、前項の申請書が提出された場合には、所属長等の意見を徴したうえ、選考を行う。
- 3 理事長は、前項の規定により選考された者について経営会議に付議し、最終決定を行う。

(報告書)

第7条 サバティカル制度を利用した者は、サバティカル期間終了後すみやかに、サバティカル期間における研究成果報告書(様式2)を学長に提出しなければならない。

(兼業・兼職)

第8条 サバティカル期間中の兼業・兼職は原則認めない。ただし、特別な事由があるときは学長が認める場合がある。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、サバティカル制度に関して必要な事項は、学長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

サバティカル制度利用申請書

年 月 日

国際教養大学長 様

所 属
職・氏名

次のとおり、国際教養大学サバティカル制度規程第6条の規定により、サバティカル制度の利用を申請します。

1. 利用期間
2. 研究場所（招聘先） [提携校か否かも記述する]
3. 研究計画書 [別紙に記載し添付すること]
 - (1) 研究テーマ、内容
 - (2) 研究実施スケジュール
 - (3) 専門分野との関連性、期待される効果
 - (4) その他
4. 連絡先、連絡方法
5. 授業措置状況
6. 必要添付書類
 - (1) 研究を行う大学、研究機関からの招聘状、受入同意書等
 - (2) 研究を行う大学、研究機関から、何らかの費用負担がある場合は、それを証する書類

サバティカル期間における研究成果報告書

年 月 日

国際教養大学長 様

所 属
職・氏名

次のとおり、国際教養大学サバティカル制度規程第7条の規定により、報告します。

1. サバティカル期間
2. 研究場所（招聘先） [提携校か否かも記述する]
3. 研究実施内容および成果について [詳細に記載、又は資料を添付すること]